

東海市条例第9号

東海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

東海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成21年東海市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第9条第1項中「第13条」を「第12条」に、「、第14条及び第21条」を「及び第14条」に改め、同条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に、「及び第20条第2項」を「、第20条第2項及び第21条第2項」に、「100分の172.5」を「100分の95」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改め、同条第3項中「第13条まで、第14条」を「第12条まで」に改める。

第10条第1項を削り、同条第2項中「、第6条の2及び第14条」を「及び第6条の2」に、「特定任期付企業職員」を「第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員（以下「特定任期付企業職員」という。）」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「及び第19条」及び「、企業職員給与条例第19条ただし書中「期末手当及び勤勉手当をそれぞれ」とあるのは「期末手当を」と」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「、第6条の2」を削り、同項を同条第3項とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。